

# 令和2年3月 川棚町議会定例会会議録

(第6日目)

令和2年3月19日 木曜日（午前10時開議）

出席議員（14人）

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企画財政課長	野 上 英	了
新庁舎建設室長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	中 原 敬	介
健康推進課長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住民福祉課長	成 富 浩	樹
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋	一
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

第1	議案第7号	川棚町犯罪被害者等支援条例	総務厚生委員会 委員長
第2	議案第8号	川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例	〃
第3	議案第25号	令和2年度川棚町一般会計予算	予算審査特別委員会 委員長
第4	議案第26号	令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算	〃
第5	議案第27号	令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算	〃
第6	議案第28号	令和2年度川棚町介護保険事業特別会計予算	〃
第7	議案第29号	令和2年度川棚町観光施設事業特別会計予算	〃
第8	議案第30号	令和2年度川棚町下水道事業会計予算	〃
第9	議案第31号	令和2年度川棚町水道事業会計予算	〃
第10	議案第32号	川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例	産業建設文教委員会 委員長
第11	総務厚生委員会調査報告		総務厚生委員会 委員長

## 追加議事日程

第1	議案第33号	一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例
第2	議案第34号	令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第1、議案第7号「川棚町犯罪被害者等支援条例」を議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会に付託されました、「川棚町犯罪被害者等支援条例」に関しての審査報告を、議長あてに3月17日付で提出しておりますので、読み上げて報告といたします。

令和2年3月17日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第7号、川棚町犯罪被害者等支援条例、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第7号「川棚町犯罪被害者等支援条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和2年3月13日、17日。

(2) 審査場所 第1委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 総務課長、防災交通係長。

2. 審査内容。

質疑、県内での制定の状況は。

答弁、県内4市（佐世保市、島原市、西海市、壱岐市）では既に制定済みであり、町では8町全てにおいて3月定例会で提案されている。

質疑、見舞金について、障害の程度で差はあるのか。

答弁、金額の差は無く一律であるが、対象となるのは治療期間が1ヶ月以上程度であり、申請の際は診断書を一緒に提出してもらう。

質疑、第6条で窓口を設置するとあるが、担当はどこになるのか。

答弁、総務課防災交通係が窓口になるが、犯罪被害の内容によっては関係各課と連携を取る必要が出てくると考えている。

3. 討議の主な意見。

・本町で万が一犯罪が起こった場合のことを考えると、制定するべきと思う。

・安心して暮らすことができる社会のためにも必要と思われる。

4. 審査の結果。

反対討論、なし。

賛成討論、この条例は、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考えて、安心して暮らせる社会を作ることを目的とされており、早急に制定すべきと考え賛成する。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第7号「川棚町犯罪被害者等支援条例」については、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

本町で犯罪が発生した場合、犯罪被害者等に寄り添った支援を行い、その権利や利益の保護に努められたい。以上で報告とします。

**議** 長 これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第7号「川棚町犯罪被害者等支援条例」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** 長 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「川棚町犯罪被害者等支援条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:06)

**議 長** 次に、日程第2、議案第8号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」を議題といたします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会に付託されました、議案第8号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」に関しまして、3月17日付で議長あてに報告書を提出しておりますので、読み上げて報告いたします。

令和2年3月17日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第8号、川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例、原案可決すべきものと決定。

総務厚生委員会審査報告。議案第8号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」について、総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査期日 令和2年3月13日、17日。

(2) 審査場所 第1委員会室。

(3) 出席者 委員全員、議長、事務局長。

(4) 説明者 総務課長、行政係長。

2. 審査内容。

質疑、今回予定している国との人事交流についてはどのような目的があるのか。

答弁、全国町村会の「市町村と農林水産省との人事交流」という制度を活用したものであり、人材育成の観点から取り組むものである。

質疑、本町の旅費の規定で対応できなかった点は。

答弁、居住地の変更を伴う場合の旅費支給に関して定めがなかったため、国家公務員等の旅費に関する法律の規定を準用することにした。

3. 討議の主な意見。

・人事交流の制度を活用するためには、この条例は必要だと思われる。

4. 審査の結果。

反対討論、なし。

賛成討論、なし。

以上で討論を終結し、採決の結果、議案第8号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」については、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

この条例を制定することにより、国との人事交流の制度を活用し人材育成が図られ、本町の行政サービスが向上することを期待する。以上で報告いたします。

**議 長** これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第 8 号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号「川棚町と国との人事交流に係る職員の旅費の支給に関する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

( 1 0 : 1 1 )

**議 長** 次に日程第 3、議案第 2 5 号「令和 2 年度川棚町一般会計予算」から、日程第 9、議案第 3 1 号「令和 2 年度川棚町水道事業会計予算」までを川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

**予算審査特別委員長** 予算審査特別委員会審査報告を行います。この審査報告につきましては、町議会会議規則第 7 7 条の規定により、既に議長あてに報告書を提出しておりますので、その報告書を読み上げ報告といたします。

読み上げる前に訂正を 2 箇所お願いをいたします。



まず3ページの討論の2つ目ですけども、改行を誤っておりますので、これを訂正をお願いいたします。

もう1点が、4ページ意見のところですけども、⑪「安心安全のための」としておりますけども、「安心安全のためにも」と訂正をお願いいたします。それでは報告いたします。

令和2年3月18日、川棚町議会議長 村井達己 様、予算審査特別委員会委員長 小田成実。

予算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査結果。

議案第25号、令和2年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第26号、令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第27号、令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第28号、令和2年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第29号、令和2年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第30号、令和2年度川棚町下水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第31号、令和2年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

次のページをお願いいたします。

予算審査特別委員会審査報告。議案第25号「令和2年度川棚町一般会計予算」、議案第26号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第27号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第28号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第29号

「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第30号「令和2年度川棚町下水道事業会計予算」及び議案第31号「令和2年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

(1) 審査の方法 2分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会からの審査内容の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。なお、議案第25号「令和2年度川棚町一般会計予算」のうち新庁舎建設費については、予算審査特別委員会で審査した。

(2) 審査期日

(分科会) 令和2年3月9日、10日、11日、13日。

(特別委員会) 令和2年3月11日、16日、18日。

(3) 審査場所 第1・第2・第3委員会室及び現地。

(4) 出席者 委員全員、議長、事務局長、事務局書記、副町長、教育長、次長、各担当課長、各室長、各担当係長。

2. 審査内容（主要事項についての質疑と答弁）。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑と答弁。

質疑、災害時備蓄品が配備される地区公民館は何カ所を予定されているか。

答弁、各公民館の配置スペース等を確認してから配備する。

質疑、マイナンバーカード申請の個人への対応は。

答弁、3ないし4年後には保険証と一体になる予定である。まず町職員から取り組む。

質疑、国保の予備費が少ないが大丈夫なのか。

答弁、令和元年度の繰越見込み額が約1億3,000万円あり、基金7,000万円と合わせて対応できる。

質疑、健康まっりの協力団体とは。

答弁、公民館活動サークルや婦人会などの団体である。

2ページをお願いいたします。

質疑、ふるさと納税に関しての地域おこし協力隊によるさらなる充実と

は。

答弁、スキルを持った人材を募集し、新商品の開発や広報活動などを行っていく。

(以上質疑は第2分科会委員 答弁は第1分科会主査)。

質疑、片島公園の交流施設とは。

答弁、15坪程度の建物にトイレとパンフレットなどを置くスペースや休憩所をつくり、Wi-Fiを整備する。

質疑、平島地区の護岸整備は。

答弁、令和2年度は恵比須神社付近から取りかかり、その下流域は公有水面埋め立て等順次進めていく。

質疑、ICT支援員とは。

答弁、電子黒板などのICT教材の納入業者が、各学校をまわり教職員への指導及びアフターフォローを行う。

質疑、学校医の状況は。

答弁、医師会に登録している個人医師や、他町の医師に医師会を通じて依頼している。

質疑、学校トイレ改修工事時の騒音対策は。

答弁、騒音が出る工事は夏休み中に行い学業に影響がないように配慮する。

(以上質疑は第1分科会委員 答弁は第2分科会主査)。

(3) 議案第25号「令和2年度川棚町一般会計予算」の新庁舎建設費に関する審査。

質疑、新庁舎建設の工事費は。

答弁、令和2年度計上の工事請負費5億5,280万円である。これに加え債務負担行為額8億4,200万円の合計から、設計に伴う工事監理費の委託費を除いた13億7,300円の見込みである。

質疑、周辺整備まで含めた総額は。

答弁、郷土資料館の解体、駐車場整備、第2別館の改修、別館改修など3ないし4億円が加算されると試算している。

質疑、工事請負費は建築工事、電気工事、設備工事等とあるが、分離分割発注方式で地元業者向けの発注になるのか。

答弁、分離分割発注方式を取っていきたいが、業者選定委員会で検討し決定される。

質疑、工事発注は地元の業者に配慮してもらいたい。

答弁、総合評価方式という入札方法もある。業者選定委員会で十分協議されるものとする。

(以上質疑は予算審査特別委員会委員 答弁は新庁舎建設室室長)

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

### 3. 審査の結果。

(1) 議案第25号「令和2年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

川棚川周辺及び石木川近隣住民の生活が、石木ダム建設後の方が危険性が高まるという声が多くあり、石木ダム建設については民意が図られていないので、反対する。

賛成討論(要旨)。

下流域住民の危険性が高まるという認識は、ダムの機能に対する認識が違うのではないかと。予算全体については適切な行政需要に対する予算編成であるので、賛成する。

福祉や教育費など住民生活に直結したバランスのとれた予算編成になっているので、賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第26号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(3) 議案第27号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(4) 議案第28号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(5) 議案第29号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(6) 議案第30号「令和2年度川棚町下水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

(7) 議案第31号「令和2年度川棚町水道事業会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4ページをお願いいたします。

4. 委員会としての意見。

①第6次行政改革大綱は、早期の策定に着手され、情報提供を行いながら住民の理解と協力を得て、行財政の改革に取り組みたい。

②財政運営に関しては、町が所有する資産の状況を把握し、中・長期的な財政計画を立て健全な運営に努められたい。

③第6次総合計画の策定にあたっては、町民の参画をいただき川棚らしさを反映した、より身近な計画となるよう努められたい。

④光ブロードバンド基盤整備事業に関しては、住民にとって有効に活用されることを検討されたい。

⑤ふるさと納税に関しては、新しく募集する地域おこし協力隊の活動に期待し、さらなる充実を図られたい。

⑥新庁舎建設にあたっては地元業者が参画できるような発注方式を取られたい。

⑦子育て支援施策については、子育て世代包括支援センターの設置や、保育園・こども園の副食費無償化等、今後も子どもを育てやすい環境の整備に期待する。

⑧これまで開催されていた健康まつりが、名称はそのままに形を変えて開催される。これまで同様に多くの参加者が集い、事業の目的である町民の健康づくりが推進されるよう十分な検討をされたい。

⑨基幹農道川棚西部地区については地方創世道整備推進交付金事業へ移行するので、予算確保に努められ、大きく進捗できることに期待をする。

⑩社会資本整備総合交付金事業について、事業の進捗が停滞している。早期に地権者の協力を得て、一刻も早く事業を進められたい。

⑪平島地区の護岸整備については地域住民の安心安全のためにも早期完成を要望されたい。

⑫災害時備蓄品については、各地区の防災組織の状況を把握し、引き続き充実を図られたい。

⑬3小学校のトイレ改修については学業に支障がないように努められた

い。

⑭各種工事の発注時には地元企業に十分な配慮をされたい。

⑮地区からの環境整備要望については、今後も誠意をもって対応されたい。以上報告といたします。

すいません、2ページのですね、中ほどで、新庁舎建設費の工事費はというふうな質問で、建設に伴う工事管理費の委託費を除いた13億7,300万円ですが、ここで万円を除いて13億7,300円と発言したようですので、13億7,300万円と訂正をお願いいたします。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第25号「令和2年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 11番、炭谷猛です。議案第25号、令和2年度、8款土木費、3項河川海岸費、3目ダム対策費に対する反対討論を行います。

石木ダム建設に関しては、60数年前より地元3地区は反対しており、今も13世帯住民が生活を続けており、近年は下流域の、下流の川棚川周辺、石木川の近隣住民の生活が、石木ダム建設後の方が危険性が高まるとの声が町民の中に多数あり、民意が図られていないのが現実です。よって、下記提起して反対いたします。

1、石木ダム建設事業に係る土地の強制収容により多大な人権及び私有財産権侵害が引き起こされている。

2、地球規模で気候変動が起こり全国的に豪雨災害が激甚化する中、石木ダムの治水効果も再検証する必要がある。

3、石木ダムの利水面での受益者とされる佐世保市の事業再評価の在り

方、その過程内容に多くの疑問がある。

4、ゲンジボタル、希少生物を含む石木川流域の生態系がダム建設によって受けるダメージを長崎県が公正に評価しているとは言えない。

5、石木ダム建設計画地、岩屋郷川原地区では太平洋戦争中、住民の土地を強制的に接収して川棚海軍工廠の一部が疎開移転されており戦後に残すべき未調査の戦争遺構が今も数多く存在する。以上であります。

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。田口議員。

**8 番 田 口** 賛成の立場から討論いたします。ただいま反対討論の中で、下流域の住民の生活がダム建設後の方が危険性が高まるという意見がありましたが、これは物理的なものであって、石木ダムのその機能というものに対してきちんと認識がなされていないことに基づく考えであろうと思います。なので、その建設後が危険性が高まるという認識をされている方があれば、これは十分きっちり説明を聞いて正しく理解をしてもらいたいと思いますし、私たち議員も、あるいは町もそういった正しい理解をしていただくように努めるべきものであろうというふうに思っております。

それから1点、人権とか私有財産の侵害というようなご指摘ありましたけれども、今回の土地の収用につきましては、公正な手続きに則って進められておりまして、正当な補償金も支払われておるのでありますので、人権侵害とか私有財産の侵害ということには当たらないというふうに私は考えております。ほかのご指摘された点につきましては、私の反論は略させていただきます。

そういう考えであります。私はこのダム対策費の計上は正当なものと考えておりますし、予算全体も適切な予算編成がなされておると思っておりますので、今回のこの予算には賛成いたします。以上でございます。

**議 長** ほかに討論はありませんか。はい。山口議員。

**6 番 山 口** 一般会計予算に対する賛成討論をしたいと思っております。

一般会計予算というのは常々申し上げますが、個々の予算を検討すると同時にですね、やはり一般会計という特殊性からいけば、総合的な見地からですね、判断すべきものと私は考えております。

令和2年度の一般会計予算につきましては、長年の本町の懸案事項であった役場新庁舎建設の本格的な予算並びに町民の生活に直結した福祉、子育て

支援、教育環境整備及び安全安心なまちづくり等に関する予算がバランスよく編成されていると、そういうふう判断して賛成をいたします。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号「令和2年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第25号「令和2年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:38)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第26号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。堀田議員。

**10番堀田** 10番、堀田一徳です。議案第26号川棚町国民健康保険事業特別会計予算の賛成討論を行います。



お互いを助け合うための保険制度であり、安定的な運営を目指した予算であるので委員長報告に賛成をいたします。

**議**            **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** はい。全員起立です。したがって、議案第26号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:40)

**議**            **長** 次に、議案第27号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

**5 番 堀 池** 5番、堀池です。議案第27号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

この制度は超高齢化が進む中、若い人からも負担をしていただき、75歳

以上の高齢者が安心して医療を受けられるように導入された制度で、5割を国、県、市町で負担し、4割を若い世代が担い、残る1割を高齢者に負担していただくという、国民全体で支えあう仕組みで、この方針に基づいて予算は適正に編成されると判断し、委員長の報告に賛成します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第27号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:42)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第28号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。堀池議員。

**5 番 堀 田** はい、5番堀池です。議案第28号「令和2年度川棚町介護

保険事業特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

介護保険事業は、超高齢化社会において必要不可欠な制度であり、高齢者が安心して生活を営み、家族の介護負担軽減、さらに介護予防事業などにも積極的に取り組む予算となっており、委員長の報告に賛成します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに討論はありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第28号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 44)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第29号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** はい。全員起立です。したがって、議案第29号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:45)

**議 長** 次に、議案第30号「令和2年度川棚町下水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号「令和2年度川棚町下水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第30号「令和2年度川棚町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:47)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、議案第31号「令和2年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。

本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号「令和2年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。全員起立です。したがって、議案第31号「令和2年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

**議 長** 次に、日程第 1 0、議案第 3 2 号「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。産業建設文教委員長。

**産業建設文教委員長** 報告書を読み上げまして報告といたします。

令和 2 年 3 月 1 8 日、川棚町議会議長 村井達己 様、産業建設文教委員会委員長 毛利喜信。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第 3 2 号、川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例、原案可決すべきものと決定。

次ページをお願いします。

産業建設文教委員会審査報告。議案第 3 3 号「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例」について、産業建設文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の経過。

( 1 ) 審査期日 令和 2 年 3 月 1 7 日、1 8 日。

( 2 ) 審査場所 第 2 委員会室。

( 3 ) 出席者 委員全員、議長、事務局書記。

( 4 ) 説明者 水道課長、各担当係長。

2. 審査内容（説明者に対する主な質疑と答弁）。

質疑、水道、下水道ともに同じ委員構成で審議するのか。

答弁、同じ委員構成であるが、別々の審議をしてもらう。

質疑、委員 1 0 名のうちの構成内容は。

答弁、公募も含め、学識経験者 2 名、各種関係団体の町内在住者 4 名、水道・下水道の町内利用者 4 名を考えている。

質疑、第 7 条中の「委員以外の者」に出席を求め」の意味は。

答弁、コンサルタント等から資料提出や説明を受けることを想定している。

質疑、水道事業総合計画はいつできるのか。

答弁、令和1・2年で取り組んでいるので、来年3月には完成する。

質疑、総合計画の策定後も審議会は継続するのか。

答弁、計画策定後も継続して審議を行う。

質疑、委員報酬は今後それぞれの企業会計で負担していくのか。

答弁、議事の内容によって調整していく。

次のページをお願いします。

3. 討論。

反対討論、なし。

賛成討論、なし。

4. 審査の結果。

議案第32号「川棚町水道事業及び下水道事業運営審議会条例」については、採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

5. 委員会の意見。

今後は人口減少など厳しい経営が見込まれていく中で、この審議会などで町民の声を十分に反映させながら、健全な事業運営に努められたい。以上であります。

**議 長** これから、産業建設文教委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで産業建設文教委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第32号「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例」に対し、討論を行います。

委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。委員長の報告のとおり決することに、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものと決定です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「川棚町水道事業及び川棚町下水道事業運営審議会条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

(10:53)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでしばらく休憩といたします。

(10:53)

(…休 憩…)

(11:10)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第11「総務厚生委員会調査報告」を議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

**総務厚生委員長** 総務厚生委員会調査報告を行います。本報告書は議長あてに報告書を提出しておりますので、読み上げて報告といたします。

令和2年3月17日、川棚町議会議長 村井達己 様、総務厚生委員会委員長 小谷龍一郎。

委員会調査報告書。本委員会の調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、川棚町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務厚生委員会調査報告。

1. 件名 光ブロードバンド基盤整備事業について。



## 2. 経過と概要。

### (1) 第1回委員会。

日時 令和元年7月5日。

場所 第2委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長、企画財政課長、企画振興係長。

光ブロードバンド基盤整備事業についての説明を受け意見交換を行った。

主な内容。

事業の経過について。

・国の方針として、ブロードバンド空白地帯をなくすことを目標に補助制度が構築されたことを活用して、平成22年度に川棚町光ブロードバンド基盤整備事業が行われた。

・補助金については、ICT交付金と公共投資臨時交付金の2つを活用し、補助率は93%であった。

・公設で光ブロードバンドの整備を行ったことにより、町内全域をカバーしている点は、県内でも本町のみである。

IRU契約について。

・現在、NTTとの契約となっており、契約期間は平成23年1月4日から令和2年度末までとなっている。

・平成30年度での加入者数は2,291回線であり、収支については約400万円の赤字となっている。

今後の方針について。

・IRU契約期間の満了までに、契約更新や譲渡などの検討を進めていく。

### (2) 第2回委員会。

日時 令和元年7月31日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明者 東彼ケーブル株式会社 大屋氏、田中氏。

光ブロードバンドの活用について、説明を受け意見交換を行った。

主な内容。

インターネット以外での活用について。

・光ブロードバンド網が町内全域をカバーしていることにより、ケーブルテレビなどでの地域情報のエリアカバー率を改善することができることや、防災・防犯対策として、河川の監視カメラや防犯カメラの設置など、幅広い活用法が提案された。

(3) 第3回委員会。

日時 令和元年9月6日。

場所 第1委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

今後の取り組みについて協議した。

(4) 第4回委員会。

日時 令和元年10月7日。

場所 第3委員会室。

出席者 委員全員、事務局長。

説明者 東彼ケーブル株式会社 大屋氏、田中氏。

光ブロードバンドの活用について、具体的な説明を受け意見交換を行った。

主な内容。

光ブロードバンド網について。

・町が整備した光ブロードバンド網を、NTTが行っているインターネット接続とは別で町独自の利用ができるのかが課題となる。

・整備されている光ファイバーの芯線に空きがあるのかによって、活用できるのかが変わってくるので、インフラの現状を把握することが必要となってくる。

他の市町での活用状況について。

・ICTを活用した地域の公共サービスとして、ICタグを利用した子どもの見守りや、ケーブルテレビの視聴による独居老人等の安否確認がわかるシステム。

・監視カメラからケーブルテレビ網を通じて映像情報の提供や、緊急災害時の24時間リアルタイム情報提供など。

(5) 第5回委員会。

日時 令和元年10月23日。

場所 第2委員会室。

出席者 委員全員、事務局長、企画財政課長、企画振興係長。

I R U契約書についての説明を受け、意見交換を行った。

主な内容。

・担当課の方針として、令和2年9月までに方向性を決定するとのことであった。

また、インターネット接続以外の活用については、芯線の状況等を把握し、他の活用ができるか検討していくとのことであった。

(6) 第6回委員会。

日時 令和2年1月14日。

場所 第2委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

今後の取り組みについて協議した。

(7) 第7回委員会。

日時 令和2年2月6日。

場所 第3委員会室。

出席者 委員全員、事務局書記、企画財政課長、企画振興係長。

近況について報告を受け、意見交換を行った。

主な内容。

・令和元年12月に九州総合通信局でI R U事業についての協議を行ったとのことであった。

・I R U事業に取り組んだ自治体へ、令和2年に国からアンケート調査が予定されており、今後の活用や補助制度の構築等の検討が行われるとのことであった。

・I R U契約の更新については、国の方針や類似団体の状況を把握した上で判断をしていくとのことであった。

(8) 第8回委員会。

日時 令和2年2月18日。

場所 第3委員会室。

出席者 委員全員、事務局長。

所管事務調査報告書について協議した。

(9) 第9回委員会。

日時 令和2年3月13日。

場所 第3委員会室。

出席者 委員全員、事務局長。

所管事務調査報告書について協議した。

3. まとめ・委員会意見。

今回、閉会中の調査事項として取り上げた光ブロードバンド基盤整備事業については、令和2年度末でNTTと締結しているIRU契約の更新時期となる。

契約更新に向けて、運営の赤字解消や施設の譲渡だけではなく、国や類似団体の動向を把握した上で今後の方針決定までに慎重に検討を重ねられたい。

また、施設の有効活用の課題として、町内全域をカバーしている光ブロードバンド網をインターネット接続だけではなく、防災や福祉など幅広い公共サービスの情報インフラとして活用できないかという点については、行政でも調査・研究を続けていくべきであり、本町独自の有効活用が図られることを期待し、最終報告とする。以上で報告といたします。

議 長 これから、委員長の報告に対し質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(11:19)

議 長 ここで議事運営上、しばらく休憩をいたします。

(11:19)

(…休憩…)

(11:19)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ただいま、行政側より追加議案の申し出が2件あっております。直ちに議題として日程に追加することに、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、追加議案を日程に追加することを許可することに決定をいたしました。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

( 1 1 : 2 0 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 2 1 )

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に追加日程第 1、議案第 3 3 号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 3 3 号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例」についての提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、平成 2 7 年 3 月定例議会において条例の一部改正が行われ、平成 3 2 年 3 月 3 1 日限りでその効力を失うこととされております。

また、指定管理者の指定につきましては、先の 2 月臨時会において次期指定管理者を一般社団法人川棚町観光協会とすることでの議決をいただいたところであります。

この条例は指定管理者である一般社団法人川棚町観光協会に対し運営資金を貸し付けることにより観光協会の運営の健全化に資することを目的として、制定されているものであります。現在、世界的に発生しております新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国からの自粛要請もある中、川棚町大崎保養・宿泊施設 くじゃく荘におきましても、宿泊客等のキャンセルが発生し、利用客の減少により経営に影響が出ている状況となっております。

このようなことから、本運営資金貸付条例の効力期間の延長を行い、引き続き川棚町観光協会の運営の健全化に資するため、一部改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは説明をいたします。議案第33号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例」の改正内容についてご説明をいたします。

先ほど町長から説明がありました改正理由によりまして、附則の改正を行うものであります。次のページをお開きください。

新旧対照表になります。本条例の附則を改正するものであり、第2項、平成32年3月31日に限りを、次期指定管理の終期であります令和7年3月31日に改めようとするものであります。

改正本文に戻っていただきまして、附則では、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** はい。3点かな、3点聞きます。

まず1点は、コロナの関係で客数減があるのでというような事情の説明がございましたけれども、それにしてもですね、なぜ最終日の今日なのかと。今日からだ付託して委員会で審査をするような時間も余裕もないので、なぜ今日になったのか、もうあと何日か早くできなかったんでしょうかということ、1点質問します。

それから2点目ですが、そもそも論ですけども、この指定管理者に年度当初にそういった運営資金を貸し付けますよという条例がずっとあるわけなんで、今回も観光協会に指定管理をしていただくということがこれから5年間続くのでありますので、最初から、この議会の冒頭から、この条例を5年延ばすというような提案をされてもよかったのではないかというふうなことが考えられますけどどうですかということです。

それからもう1点は、ちょっとこれは内容がこの新旧対照表ではわからないので質問をしますが、補正予算の方で2,000万って書いてございますが、条例そのものには金額は書いてなかったんでしょうか、1,000万という金額は書いてなかったのんでしょうかということですね。何となく記憶では1,000万というふうな感じで思っておりますので、それで、それが条

例で見えないので、その金額については大丈夫ですかということをお聞きします。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。田口議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、コロナによりまして観光客、宿泊数等減少をしておりますけれども、なぜその提案を今の時期にされたのかっていうことが1点目だと思います。この件につきましては、観光協会の方から協議を求められ、今回に至ったわけではありますが、その協議を求められ、相談ですけれども、求められたのがもうこの議会が始まって以降に求められたものでありまして、今回こういう提案に至ったものであります。時期的にはですね。

あと2番目に、これから5年間指定管理としていく中で、当初から提案をしてもよかったのではないかというご質問であったかと思えます。今回、今までの実績で言いますと、平成27年度から32年の3月31日までの5箇年の指定期間がありまして、この条例もその5箇年で行うようになっておりました。それで、実際の実績なんですけれども、27年度から29年度、3箇年におきましては1,000万の貸付金の予算を計上をしておりました。ただ、観光協会におきましては運営の健全化に努められて貸付の実績がございませんでしたので、平成30年度、31年度、この2箇年度におきましては、貸付金は未計上としておったところであります。ただ今回、このようなコロナの影響を受けまして宿泊客が減少したっていうことを見まして、今回提案をさせていただいたものであります。

あと最後の、このあと予算で提案をいたしますが、この2,000万ということなんですけれども、条例に1,000万と書いてはなかったかということでご質問だったかと思えますけれども、条例の中には金額は明記はしておりません。以上です。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

**議**            **長** 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:33)

議 長 次に追加日程第2、議案第34号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第1回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第34号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第1回)」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億200万円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは補正予算の内容につきましてご説明をいたします。



歳入からご説明しますので、6ページ、7ページをお開きください。

2款諸収入、1項1目指定管理者貸付金収入2,000万円の増額につきましては、説明欄の川棚町大崎保養・宿泊施設運営資金貸付元金として2,000万円を計上しております。次に歳出を説明しますので、次ページをお開きください。

1款観光施設事業費、1項1目管理費の説明欄の国民宿舎管理費2,000万円は、20節貸付金につきましては先ほど一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例についてご決定をいただきましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるもので、緊急的な運営資金が必要であり2,000万円を増額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** はい。歳入の中に利子っていうものはないですが、無利子貸付っていうことになっておるのでしょうか。その条例上とか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。一般社団法人川棚町観光協会運営資金貸付条例の第4条に、貸付金は無利子とするということで定められております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** はい。歳出の、この国民宿舎管理費2,000万、おそらくこれは運転資金、固定費だと思うんですけど、だいたい何カ月くらいの見てるんですか、借入期間じゃなくて、運転資金に今回コロナの関係で経費等が大変ですよということでの支出だと思うんですけど、これは何カ月分くらい見てる。例えば1カ月だったらまだ足りないかもしれないというのがあるんで、どのくらい見ておられるのか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 堀池議員の質問にお答えします。期間を何カ月を見ているのかっていうご質問であります。現状では全くその予測がつかないという状況でありますので、この額につきましては、一般社団法人川棚町観光協会の総会で定められた、決定された運営資金の一時借入金の最高限度額が2,000万ということで定められておりますので、その額を計上しております。

以上です。

**議 長** ほかに。山口議員。

**6 番 山 口** 予算云々じゃなくて条例のところで聞けばよかったのかなと思っただけですけども、この新型コロナウイルスの分がですね、どこで終息するのかっていうのは全く見当がつかないと。そしたらこの2,000万貸し付けてですね、果たして1年間でこの条例でいけば、その年度内に無利子で返還するというのが条例の、条例に謳ってる項目だろうと思うんですよ。そうすれば果たしてこの1年間で返却できるのかどうかということですね。そして、もしそれが不可能な場合どういうふうな処置をとるのか、そこまで考えられたのかどうかですね、この点だけお尋ねしたいと。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。山口議員の質問にお答えします。

この融資額についてっていいいますか、今後コロナウイルスがいつ終結するかわからないということで、この額で、早く言えば足りるのかっていうご質問だったかと思うんですけども。この額を年度内で返すことができるのかっていうことのご質問だったかと思っておりますけども、先ほど私が言いましたように、現状では全くその予測がつかない状況でありますので、その2,000万円をその総会の中で決められた額が2,000万でありましたので、今現在2,000万ということで計上をしております。ただ、今後2,000万円もし貸し付けた場合に、観光協会の方が1年間でそれを返却できるのかっていうことになりますとですね、やはり条例の中には、その年度内で返却という形、条文になっておりますので、それはそれで活かしていかなければならないんですけども、あとその指定管理の協定の中にですね、その支払いについてあと協議をしますということでですね、謳っておりますのでそういうところをちょっとこう活用していければとは思っているところであります。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員

**2 番 小 谷** 今回2,000万の貸付となっておりますけども、先ほどの山口議員の質問と関連してくるんですが、上限が仮に2,000万として、民間の宿泊施設でも今、結構破綻しているということで報道とかでも流れておりますが、経営が実際にもう全くいかないとなって破綻というような状況になった場合、またさらに増額するとかそういう形になるんですか。それと

も、ここでもう打ち切りにして、回収がどうなってくるのかっていうのがですね。今回2,000万ポンと運転資金で出すわけですけども、これは回収ができるのかどうかっていうところをちょっとお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。小谷議員のご質問にお答えします。

上限額が今2,000万ということで、その状況によって観光協会が2,000万限度額まで借りられる可能性はあるかもしれませんが、ただ、これも何度も言いますように、まだちょっと予測がですね、ちょっとつかない状況でありますので、今後のことはまだちょっと検討はいたしておりません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。コロナウイルスに関連しての2,000万という話なんですけど、今国の方でもいろんな救済措置とかいろんな検討をされておられますけども、そちらの方の利用は指定管理者はできないんでしょうか。そういう科目がないとかそういうのがあるんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。波戸議員の質問にお答えします。

指定管理者も独自でそういった機関に対して協議等を行われておりますので、実際一般社団法人ということで、そういったところが利用できないかというのはですね、現在協議をされております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。いいですか。

(発言なし)

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:46)

**議** 長 ここで、お諮りをいたします。

本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字その他、整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

**議** 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

ここで会議を閉じます。令和2年3月川棚町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。長期間にわたり大変お疲れ様でした。

(11:47)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 炭谷猛

会議録署名議員 水谷末義